

2021年8月20日

緊急事態宣言発出に伴う 事務局勤務態勢の変更について

コロナ禍の中、役員の皆様方におかれましては、何かとご苦勞をされているかと存じ上げます。

さて、福岡県は2021年8月20日（金）から同年9月12日（日）までの間、緊急事態宣言が発出されました。

これを受けて福岡中部法人会事務局はこの間、事務局勤務体制を以下のとおり変更します。

○ 時差出勤（オフピーク通勤）の実施

通常時間： 09時00分～17時00分

変更後の時間： 10時00分～16時00分

なお、緊急事態宣言が解除若しくは延長される等、情勢に変化があった場合は、あらためてご連絡させていただきます。

以上、大変ご迷惑をおかけしますが、改めてご理解とご協力よろしく願いいたします。

以上